

第10回食の安全・安心の確保に関する条例検討会 概要版 未定稿

日時：H20.4.8(金)13:00-15:00

場所：議事棟6F601 特別委員会室

出席者：食の安全・安心の確保に関する条例検討会委員（11名）

資料：第10回食の安全・安心の確保に関する条例検討会事項書、資料1三重県食の安全・安心の確保に関する条例案（素案）、資料2「三重県食の安全・安心の確保に関する条例案」骨子案及び素案の対比並びに理由一覧途中、自民・無所属議員団より資料配付：自民・無所属議員団案三重県食の安全・安心の確保に関する条例（案）

検討会議事録 概要版

日沖座長：前回、整理した考え方を示したものがお手元の三重県食の安全・安心の確保に関する条例案（素案）。今回の条例案については、特に規制条例を設けるものなのでパブリックコメント等骨子案に対する反響等を踏まえて慎重に意見を把握、検討してきた。そのため当初より日程が遅れることとなり、申し訳ない。本日は条例案（素案）に基づいて説明の後、委員のみなさまから意見を頂戴するつもり。

（日沖座長が資料1三重県食の安全・安心の確保に関する条例案（素案）を基に前文から第三章までについて説明）

舟橋委員：座長から提案してもらった案は、これまでの議論が反映されており、賛同する。三重県で農林水産業を営む者にも配慮した規定となっており、今後の産業振興の議論の布石にもなるよう、地産地消の文言も入っている。

中川委員：自民としても、第三章までは議論してきた中のものであり、良とする。

日沖座長：全体についてはまた後で議論もするとして、次に進める。

（日沖座長が資料1三重県食の安全・安心の確保に関する条例案（素案）を基に第四章から附則までについて説明）

日沖座長：これについて、今日の時点でのご意見を頂戴したい。特に規制部分についての意見をみなさまから頂戴したい。

中川委員：会派として議論、関係団体からも意見聴取したが、第四章の出荷販売の禁止、自主回収、報告や公表の措置、立入調査等については議論になり、特に農林水産物に特化しているという意見となった。また、第二十三条第一項の「出荷」や第二十三条第二項の「疑い」の定義が難しい。そのため、自民・無所属議員団としてもう一つの案を作成した。座長から提案していただいた素案とともに、私どもの案も検討していただきたい。これについて了解いただきたい。

日沖座長：みなさまの意見はどうか。

真弓委員：見せてもらう前に、座長が提案された素案は、これまでの委員の議論を踏まえたもの。そのため第二十四条の「疑い」に関する規定を落としてきたりしてきたが、更にその前に戻って出荷の定義等の議論に戻るとの理由付けがわからない。その上さらに、自民・無所属議員団の案をぽんと出されても（納得できない）、その経緯等を説明してもらいたい。

中川委員：これまでに、「出荷」や「疑い」の定義についてはきちんとしていないといけないとの議論があった。

日沖：自民・無所属議員団案を見せてもらうことでよいか。その案を見て、説明を聞きたい。

（中川委員が、**自民・無所属議員団案**三重県食の安全・安心の確保に関する条例（案）を配付）

小林委員：検討会においては短い時間で条例案をまとめられたものであり、会派として意見を言いたい。議員提案条例は、理念条例、行政を監視するもの、行政で扱いにくいもののいずれか、あるいはそれらの複合体であるべき。議会側から規制条例を提案するのは初めてであり、リサイクル推進条例の反省も踏まえる必要がある。議会が規制条例を設ける必要は、赤福など加工品や輸入食品に対する規制のため。今の素案では、一次製品の規制の面が強くなり認識のずれがある。この条例は県民の安全安心を確保するためのものであるが、食品全般については食品衛生法で規定されているので、第二十三条は必要ない。特に第二十三条第二項は、「疑い」の規定が曖昧である。条例は規定されるとその効力は大きい。県民の理解を得つつ、規制される側の理解も必要。また、「出荷」については様々に複雑な流通経路があるので、その解釈に混乱を招くおそれがある。従って、法律では販売に限って規制している。生鮮物は腐敗する懸念も大きく、風評被害を受ける懸念もある。従って生産者や現場に多大な問題を招くおそれがある。以上の理由から、第二十三条、第二十六条及び第二十七条の全削除並びに第二十五条第二項及び第四項の削除を提案する。

日沖座長：自民・無所属議員団からの意見ももらったが、理念については議論がないようだ。規制について、自民・無所属議員団からの意見も踏まえ、委員の意見ももらいたい。

舟橋委員：時計の針を戻すような意見だ。これまで骨子案があり、パブリックコメントも募集したもの。そのような議論の過程で意見を出さず、今になってこのような案が出されたことは残念。第二十三条については、三重県で生産されるものには厳しい規制をかけることで安全安心のイメージとブランドを確立しようという、ピンチをチャンスに変えよう

というもの。また、すでにやっていることを条文化することで意識を高めていくというもの。これを削除することは逆のイメージを与えるのではないか。第二十三条は、この条例の主要な部分。

真弓委員：議員提案条例は、規制するものは駄目だという自民・無所属議員団の意見だったが、当初の議論において、そもそもすでに「三重県食の安全・安心確保基本方針」という理念方針はあったが機能していなかった、だから規制する必要があるとの議論。今さら反対することは、この委員会の議論を無駄にするもの。生産者と一緒に、安全安心の確保を作り上げていこうという議論だったはず。この検討会は、あくまで条例案（素案）に意見を沿わせてもらいたい。

末松委員：議員提案条例では規制条例を作るべきではないとの意見には疑問。これは委員会として規制に踏み込む必要があるとの議論を十分に尽くした後の素案。もっとも、これまで議論してきたから議論を引き戻すことはできないとも思わない。もう一度議論してもいいのかと考えている。零細農業者など色々な方面を傷つけないよう配慮する必要もある。具体的な提案をすると、第二十五条については、例えば「知事は情報を提供することができる」などと修正したら生産者の保護にもなるのではないか。また、仮に自民・無所属議員団案に沿って第二十三条を全て抜くとなると、残るものだけではどのような規定となるのか議論する必要があるのではないか。せっかく時間をかけてきたものなので、必要であればもっと時間をかけて議論すべき。

奥野委員：議論を引き戻すとこれまでの議論の意味がなくなるわけではない。議論には十分意味はあった。この検討会は急いでしまった部分もあった。議員提案条例は全会一致がベターだと思う。

今井委員：この条例は、食の問題を受け、安全安心の確保と県産食品の拡大に寄与するためのもの。第二十三条一項は、今すでにやっていることを条文化するもの。第二項については、せっかく時間をかけてきたものなのでもう一度議論し、生産者の理解を得たい。

中村委員：当初は理念条例という意見もあった。しかし、県民の食に対する意識の高まりから理念だけでなくさらに高めていくべきとの議論があって、素案の形となっている。先程来、第二十三条を切るという話が出ているが、これまで積み上げてきたものがどうになってしまうのかという見方もあり、全体を高めるための議論が必要。

真弓委員：議論を引き戻すとこれまでの議論が無駄になるとの私の発言は撤回する。無駄ではなく、農産物に対する関心も高まり、県民の期待も高まっている。根本を考える必要がある。この条例案は、三重県が地産地消と食育をバックアップしていくためのもの。だから規制は良くないとの意見は心外。考え方がずれてしまったという意見はサプライズ

だ。

中川委員：議員提案条例は、県民の理解を得て制定すべき。規制される側、現場に混乱が起こらないよう、成文化は慎重にすべき。

舟橋委員：事務局に、再度全国の設置状況を教えてもらいたい。

内藤(事務局)：食に関して条例制定は19都道府県。自主回収の報告の規定があるものは6都道府県。何らかの形で規制の規定を持っているものは11都道府県。食に関する議員提案条例は3都道府県。その内規制の規定持っているものは1都道府県。また、出荷販売の禁止の規定を持つものは6都道府県。

小林委員：第二十四条自主回収の報告の規定は、個々人による自主回収を推進するための規定。公表されるとなると、知事への報告もしなくなるのではないか。パブリックコメントを聞いてからが議論のスタートだ。

日沖座長：今日、素案を基に意見をもらい、条例案としての合意をいただく目途をつけたいと思っていたが、自民・無所属議員団案も提示され、今の段階では困難となった。今後さらに議論していくこととしたい。